

亀田居宅介護支援事業所森の里 運営規程

医療法人鉄蕉会

亀田居宅介護支援事業所森の里

第1条（事業の目的）

医療法人鉄蕉会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下、「介護支援専門員等」という。）が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対して適正な居宅介護支援事業を行う事を目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 介護支援専門員は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営めるように支援する。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、公正中立な立場で、適切な保険医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努める。
- 3 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設などと連携に努める。

第3条（事業所の名称および所在地と事業の運営）

- 1 名 称 亀田居宅介護支援事業所森の里
- 2 所在地 神奈川県厚木市森の里 3-1-1
- 3 指定居宅介護支援の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

第4条（従業者の職種、員数および職務内容）

- 1 管理者 (常勤兼務) 1名 (主任介護支援専門員)
管理者は、事業所の従業者の管理および指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 介護支援専門員 (常勤専従) 1名
(常勤兼務) 1名
介護支援専門員は、原則利用者45人未満に一人を標準として配置する。
介護支援専門員は、申請書の作成、居宅介護サービス計画の作成、その他の居宅介護支援業務の提供を行う。
- 3 事務職員 (常勤兼務) 1名
必要な事務を行う。

第5条（事業所の営業日および営業時間）

- 1 営業日 月曜日から金曜日まで。ただし、祝祭日、年末年始（12月30日から1月3日）を除く。
- 2 営業時間 月曜日から金曜日 9:00～17:00
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条（指定居宅介護支援の提供方法および内容）

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は以下のとおりとする。

- 1 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応。
- 2 課題分析の実施。
 - ① 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して行うものとする
 - ② 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分に把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする
 - ③ 使用する課題分析票の種類は、課題整理統括表とする
- 3 居宅サービス計画原案の作成。

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標およびその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービスの原案を作成する。

また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス等の選定理由の説明を求めることが可能であること、作成し居宅サービス計画の総数の内、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅介護サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書を交付し説明するものとする。
- 4 サービス担当者会議等の実施。

居宅サービス原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。
- 5 居宅サービス計画の確定。

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- 6 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携。

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

7 サービス実施状況の継続的な把握及び評価。

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービスの実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜をの提供を行うものとする。

8 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

第7条（利用料等）

- 1 指定居宅介護支援事業を実施した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援事業が法定代理受領サービスである時には無料とする。
- 2 通常の事業実施を超えて行う居宅介護支援に要した交通費は、営業エリア外にお住まいの方は、事業所から1Km当たり30円の実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、予め利用者またはその家族にサービスの内容および費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、厚木市・愛川町・清川村・伊勢原市とする。

第9条（事故発生時の対応）

事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。また利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び指定居宅介護支援に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第10条（苦情を処理するために講ずる措置）

管理者は、別に定める「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき、利用者からの相談や苦情等があった場合、迅速に対応する。

相談・苦情受付・対応担当者 1名（管理者・山田 豊美）

連絡先： 亀田居宅介護支援事業所森の里

住 所： 〒243-0122

神奈川県厚木市森の里 3-1-1

電 話： 046-270-2687

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村

が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の従業者からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

第 11 条（非常災害対策）

管理者は、別に定める「消防計画」に基づき、非常災害対策と要介護者等の安全確保に努める。また厚木市地域防災計画への協力に努める。

第 12 条（暴力団の排除）

この規定の趣旨と内容は、厚木市と介護保険事業所が協働して、暴力団排除の推進を図るものであり、事業所を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員またはこれらと密接な関係を有するものであってはならない。

第 13 条(虐待防止に関する事項)

事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(在宅会議)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備(虐待防止・対応マニュアル)
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 14 条（業務継続計画の策定）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体調で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 15 条（衛生管理）

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）を概ね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する
- ③ 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施する

第 16 条（身体拘束）

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その他の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

第 17 条（その他運営に関する重要事項）

- 1 介護支援専門員の質向上を図るため、事業所の教育計画に基づいて定期的な研修の機会を設け、質の保証ができる業務体制を整備する。
主任介護専門員は、事業所の他の介護支援専門員からの業務上必要な様々な相談に対応し、その対応等の指導を行う。
- 2 従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示する。
- 6 従業者は、組織が規定する倫理規定に則り、誠実に職務に当たる。
- 7 運営規程および重要事項説明書等の重要事項は常に最新の情報がインターネット等で閲覧できる。
- 8 完結する記録の保存は 5 年間とする。
記録開示は、法人の規定に基づいて実施する。
- 9 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人鉄蕉会と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

【改訂履歴】

2020年11月1日 制定

2024年 4月1日 第4条—2

「介護支援専門員は利用者35人に1人を標準として配置する。」を介護報酬改定に伴い「介護支援専門員は利用者45人未満に1人を標準として配置する。」に変更。

2025年12月1日 第3条、第6条、第9条、第10条、第13条、第14条、第16条
を改定